

D 1 - 3 5
 5 年 保 存 (常)
 (令和12年12月31日まで)
 F N . D 1 - 6 - 3
 鹿 交 企 第 3 0 3 1 号
 令 和 7 年 7 月 2 日

各 部 長
 各参事官 殿
 各所属長

本	部	長
担当	交通対策第一係	TEL XXXXXXXXXX

特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習
 に関する事務処理要領について（通達）

見出しのことについては、「特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する事務処理要領について（通達）」（令和7年3月24日付け鹿交企第3015号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、このたび、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行等に伴い、別添のとおり「特定小型原動機付自転車運転者講習事務に関する事務処理要領」を改正したので、その取扱いに誤りがないようにされたい。

本通達は令和7年7月2日から施行し、旧通達は令和7年7月1日限り廃止する。

別添

特定小型原動機付自転車運転者講習事務に関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、特定小型原動機付自転車運転者講習事務について標準的な事務処理要領を定め、その事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において使用する用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 「受講命令」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の3の5第1項の規定による命令をいう。
- (2) 「講習」とは、法第108条の2第1項第15号に規定する講習をいう。
- (3) 「危険行為」とは、法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為をいう。
- (4) 「特定小型原動機付自転車違反報告書」とは、特定小型原動機付自転車運転者による違反行為に係る交通切符及び交通反則切符その他の報告書類をいう。
- (5) 「調査書類」とは、特定小型原動機付自転車違反報告書（以下「違反報告書」という。）、特定小型原動機付自転車危険行為登録票（以下「危険行為登録票」という。）その他受講命令手続に関する書類をいう。
- (6) 「被命令者」とは、(1)の命令を受けた者をいう。
- (7) 「命令した旨の通知」とは、受講命令を決定した都道府県公安委員会（以下「命令公安委員会」という。）から、被命令者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に対する命令した旨の通知をいう。
- (8) 「命令執行依頼」とは、命令時における被命令者の住所地が、命令公安委員会の管轄区域外の場合において、命令公安委員会が、その者に対する特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の11の3の命令書をいう。以下「受講命令書」という。）の交付を住所地公安委員会に依頼することをいう。
- (9) 「警察署等」とは、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊をいう。
- (10) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (11) 「取締り警察官」とは、交通違反の取締り及び交通事故の捜査に従事する警察官をいう。

3 関係都道府県警察間の連絡、協力

受講命令に関する書類の送付、命令執行依頼に関する事務等は、関係都道府県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うこと。

4 受講命令の迅速性、的確性の確保

- (1) 受講命令は、警察庁の運用する特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラム（以下「プログラム」という。）に登録された危険行為登録等に基づいてされるものであるから、交通企画課長は、これらの登録を迅速、的確に行う

こと。

- (2) 講習は、交通に危険を及ぼすおそれのある者の危険性を、迅速、的確に改善することによって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、受講命令を必要と認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時に於いて明らかな事実に基づいて速やかに命令をし、もって将来における道路交通上の危険を防止すること。

第2 危険行為登録票の送付

1 特定小型原動機付自転車運転者の違反行為の報告

- (1) 取締り警察官は、特定小型原動機付自転車運転者の違反行為を検挙したときは、速やかに違反報告書を作成して警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査に相当の時間を要するものであるときは、まずは違反行為の事実について警察署長等に即報すること。
- (2) 取締り警察官は、受講命令が取締り警察官の作成した違反報告書に基づいて行われるものであることを念頭に置き、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、違反報告書の記載を正確に行うこと。

2 警察署長等の措置

(1) 危険行為登録票の作成

ア 警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、次に掲げる事案を除き、特定小型原動機付自転車危険行為登録票（別記第1号様式。以下「危険行為登録票」という。）を作成すること。

○ 送致不相当と認めた事案

○ 明らかに危険行為が認められないもの（交通切符及び交通反則切符に係る事案については、罪名が危険行為ではないもの）

イ 警察署長等は、交通関係の事務処理に従事する警察職員の中から、危険行為登録票作成責任者を指定し、1(1)の違反報告書の受理及び危険行為登録票の作成を、その者において一元的に行わせるようにすること。

ウ 危険行為登録票作成責任者は、違反報告書の受理状況等を特定小型原動機付自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧（別記第2号様式。以下「審査状況一覧」という。）に記載すること。

(2) 危険行為登録票の点検

ア 警察署長等は、交通担当幹部の警部補又は同相当職以上の職員の中から、危険行為登録票に関する審査責任者を指定すること。

イ 審査責任者は、危険行為登録票の記載に必要な事項が、正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、所要の補正をすること。

(3) 危険行為登録票の送付

ア 審査責任者は、危険行為登録票を交通企画課に送付すること。

イ 危険行為登録票の送付に当たっては、当該事案の事実の証明に必要な調査書類を添付すること。この場合において、危険行為登録票の送付期限までに関係書類を作成することができないときは、先に危険行為登録票を送付し、当該関係書類は作成後、速やかに追送すること。

(4) 危険行為登録票の送付期限

危険行為登録票の送付期限は、原則として次のとおりとする。

ア 交通切符及び交通反則切符に係る違反

危険行為を検挙したときから2週間以内

イ 人身事故等に係る違反

危険行為を認知したときから30日以内、ただし、ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しない場合や、被疑者の否認及び目撃者の不在等により、交通事故の事実認定に時間を要している場合等の特殊なものを除く。

(5) 危険行為登録票の決裁等

ア 危険行為登録票の交通企画課への送付に関する事務（違反報告書の受理を含む。）は、審査責任者が行うこと。

イ 審査責任者は、審査状況を明らかにするため、審査状況一覧に審査結果を記載すること。

ウ 警察署長等は、イの審査状況一覧の記載及び事件の送致記録によって、危険行為登録票の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導・監督し、危険行為の報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないように配慮すること。

エ 警察署長等は、危険行為登録票を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を交通企画課長に連絡すること。

第3 危険行為登録

1 危険行為登録審査官の指定

交通企画課に、危険行為登録審査官を置くこととし、警部補又は同相当職以上の職員をもって充てることとする。

2 登録審査

(1) 危険行為登録審査官は、審査責任者から送付された危険行為登録票に係る違反行為が危険行為に該当するか否かを審査し、当該危険行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査すること。

(2) 登録審査の結果、違反事実の不存在又は事実誤認があると認める事案や交通事故に関して、危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することができず、又は結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案（以下「事実不存在等事案」という。）を除き、危険行為登録票に誤りがなく、事実の証明が十分であると認めるときは、危険行為登録を行って警察庁に当該データを送信すること。

(3) 登録審査は、事実不存在等事案を除き、危険行為登録審査官が行うこと。

(4) 危険行為登録審査官は、事実不存在等事案について、事務の取扱い状況を特定小型原動機付自転車危険行為登録報告書（別記第3号様式）により、交通企画課長に報告すること。

(5) (2)の事実不存在等事案及び後記3の登録削除に関する事務は、危険行為登録

審査官において、当該登録削除を必要と認めた理由を危険行為登録票に付記した上で、個々の事案について交通企画課長の決裁を受けること。

3 登録削除

危険行為登録審査官は、危険行為登録をしたものの、事後に事実不存在等事案であることが判明したときは、当該事案を危険行為登録から削除すること。

4 危険行為登録の迅速処理

危険行為登録審査官は、審査責任者から危険行為登録票が送付された際は、直ちに登録審査を行い、審査のために危険行為登録に遅延を来すことがないようにすること。この場合において、調査書類の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事案であっても、明らかに事実不存在等事案である場合を除き、危険行為登録を行い、当該事案について受講命令がされるまでの間において補充調査を完了すること。

5 危険行為登録結果の確認

危険行為登録審査官は、警察庁から送付された危険行為登録に関するデータと自所属の登録データに相違点がないか確認すること。

第4 受講命令に向けた手続

1 受講命令に関わる行政手続

危険行為を反復してした者（以下「反復違反者」という。）について、受講命令をする必要があると認められる場合には、関係する危険行為に関する調査書類を確認した上で、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、反復違反者に弁明の機会を付与した上で、受講を命ずること。

なお、関係する危険行為が他の都道府県警察の管轄区域でされたものである場合等、当該区域を管轄する都道府県警察との間で、当該危険行為の事実の証明に必要な調査書類の送付等を行うときは、特定小型原動機付自転車関係書類送付依頼書（別記第4号様式）及び特定小型原動機付自転車関係書類送付票（別記第5号様式）により行うこと。

2 受講命令ができない場合

受講命令は、反復違反者が更に特定小型原動機付自転車を運転することにより、道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる場合の命令であることから、例えば、交通事故によって下半身不随となり、特定小型原動機付自転車を以後運転できなくなったような者については、受講を命じないこと。

第5 受講命令書の交付

1 受講命令書の交付の主体

受講命令書の交付は、原則として反復違反者の住所地を管轄する警察署が行うものとする。

2 受講命令書等の交付の方法

受講命令書の交付及び出頭通知は、原則として、受講対象者に直接交付するものとするが、交付を行う警察署等の実情に即した方法で行うことも差し支えない。

3 受講機会の確保

受講命令違反には刑事罰が科せられることとなるため、受講の機会及び場所の提示に当たっては、受講機会が十分に確保される必要がある。

したがって、被命令者との日程等調整に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 講習の実施場所については、本部庁舎のみではなく、鹿児島県自動車運転技能向上センター等を活用するほか、離島等の遠隔地にあつては最寄りの警察署を講習実施場所として選定すること。
- (2) 講習の日時については、週に1～2日程度の時間を提示して被命令者に選択させるとともに、平日に受講させることが困難である場合は、平日以外の日時を提示して受講を促すこと。

4 被命令者が受講命令に従わなかった場合の対応

- (1) 被命令者が定められた期間内に講習を受講しなかった場合は、受講命令をした警察署等において被命令者に連絡し、期間内に講習を受講していない旨を伝えたとともに、受講できなかった理由の有無を確認すること。

なお、受講できなかった理由が真にやむを得ない事情であると認められる場合は、連絡した日より当該事情の存した期間と同程度の期間を設定し、当該期間内に受講するよう促すこと。

- (2) 定められた期間（(1)により新たに設定した期間を含む。）内に受講できなかった理由が、真にやむを得ない事情であると認められない場合であっても、講習の受講により危険性を改善するという制度趣旨を踏まえ、講習を受講するよう更に促すこと。
- (3) (2)により受講を促しても、なお受講しない場合は、受講命令違反として検挙すること。

5 講習受講の督促に係る証拠化

受講命令違反として検挙することがあり得ることを想定し、講習受講を督促した際は、報告書を作成するなどして、講習受講を督促したにもかかわらず、講習を受講しないことの証拠化を図ること。

また、受講期間を経過した後に受講を促した場合も同様の措置をとること。

6 受講命令書交付の際の留意事項

- (1) 受講命令書を交付する際には、受講命令書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認すること。
- (2) 受講命令書の交付はあらかじめ口頭で命令の理由を告げてから行うこと。
- (3) 受講命令書を交付する際は、受講命令後に円滑に講習を受講させるため、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（別記第6号様式。以下「受領書」という。）を被命令者から徴収するほか、被命令者との受講日の日程等調整をその場で行い、受講命令書に具体的な受講日を記載するなどして、被命令者に講習受講の必要性を確実に認識させること。

受領書を徴収することができなかった場合は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書交付状況報告書（別記第7号様式）を作成して受講命令の執行状況を明らかにしておくこと。

- (4) 被命令者が、受講命令書を交付した公安委員会以外の公安委員会が実施する講習の受講を特に希望する場合は、被命令者自らの責任において当該公安委員会に連絡するよう教示するとともに、警察署等が交通企画課に報告すること。

なお、被命令者が複数回出頭することを防ぐため、出頭通知時において日程

等調整を行い、受講命令書の交付及び講習の実施を同日に行うことを妨げるものではない。

- (5) (2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から命令の理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置すること。

ア 申立てが過去の危険行為について、その不存在を理由とするものである場合
架空の事実に関する危険行為登録はあり得ない旨を説明し、申立ての内容に真実性がある場合には、人的同一性の有無を再調査した後に受講命令書を交付すること。

イ 申立てが過去の危険行為の発生日又は違反名の誤りに関するものである場合

当該告知を受けた者から危険行為の年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、当該危険行為に係る調査書類によって事実を再確認した後、受講命令書を交付すること。

ウ 申立てが過去の危険行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、危険行為登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、改めて事案内容を審査すること。

- (6) 被命令者に対して受講命令書を交付するときは、当該受講命令書を交付した者において、受講命令書に受講の期間の始期及び終期並びに受講命令書の交付年月日を記載して行うこと。

7 命令した旨の通知及び命令執行依頼

- (1) 命令した旨の通知及びその通知の際の命令執行依頼は、次により行うこと。

ア 住所地公安委員会が命令公安委員会と異なる場合は、命令公安委員会から住所地公安委員会に命令した旨の通知を行うものとし、鹿児島県内に被命令者の勤務地があるなどのため、被命令者が、鹿児島県公安委員会が実施する講習の受講を希望している場合等を除き、住所地公安委員会に命令執行依頼をすることができる。

イ 命令した旨の通知は、特定小型原動機付自転車命令通知書（別記第8号様式。以下「命令通知書」という。）を送付して行うこと。

ウ 命令通知書を送付する際に併せて命令執行依頼をするときは、被命令者に交付する受講命令書を添付するとともに、必要に応じて調査書類の写し等を添付して行うこと。

- (2) 他の都道府県公安委員会から命令執行依頼を受けた場合の措置

命令執行依頼を受けた場合は、1、2及び6に定められた方法により、受講命令書の交付を行い、受講命令書を交付した場合は、受領書等の受講命令執行時の状況が分かる資料を添付の上、特定小型原動機付自転車命令執行通知書（別記第9号様式。以下「執行通知書」という。）により、その旨を遅滞なく命令公安委員会に連絡すること。

調査の結果、被命令者が住所地にいないことが判明した場合は、特定小型原

動機付自転車命令書返送書（別記第10号様式）により、受講命令書を命令公安委員会に返送すること。

8 受講命令書を交付できない場合

被命令者の所在が不明である場合や、被命令者が拘禁刑の執行中であるなど、受講命令書を交付することができない場合は、受講命令書を保管しておき、所在が判明するなど、受講命令書の交付が可能となった場合に備えること。

第6 受講命令登録等

1 受講命令登録

- (1) 受講命令登録は、命令執行依頼をした場合を除き、受講命令書を交付した日に行い、命令執行依頼をした場合は、執行通知書を受領した日に行うこと。
- (2) 受講命令登録は、被命令者に対し、受講命令を決定した都道府県警察実施者において行うこと。

2 講習受講の督促

講習受講の督促は、交通企画課が行うほか、警察署等（命令執行依頼をした場合は、交通企画課及び受講命令書を交付した都道府県警察）において行うこと。

第7 講習の実施等

1 講習の実施

- (1) 講習を実施するに当たっては、講習を受講するために出頭してきた者が、被命令者であるかをマイナンバーカード、運転免許証、保険証、学生証等により確認すること。
- (2) 講習の実施については、別に定める。

2 受講済登録

被命令者に対して講習を行った場合は、講習を行った都道府県警察実施者において、原則として、講習を実施した日にプログラムにより受講済登録を行うこと。

第8 その他

1 調査書類等の保存

調査書類等の保存は、係争中でない限り、次の要領で行うこと。

- (1) 危険行為に関する文書
危険行為をした日から5年
- (2) 受講命令を執行した事案に関する文書
受講命令書に記載された受講すべき期間が経過した日から5年
- (3) 受講命令を決定したが、受講命令書未交付の事案に関する文書
受講命令を決定した日から3年

2 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る広報

- (1) 交通安全教育の場等を通じて、特定小型原動機付自転車運転者講習制度の周知を図ること。
- (2) 交通取締りの際、違反者から特定小型原動機付自転車運転者講習制度に関する質問があった場合、適切な応答ができるよう、取締り警察官に対する指導教養を徹底すること。

別記

第1号様式（第2の2の(1)のア関係）

署 長	副署長等	課 長	審査責任者	作成責任者

特定小型原動機付自転車危険行為登録票

危険行為 をした者	生 年 月 日		
	フリガナ 氏 名		
	☐ 免許証番号 ☐ 免許情報記録番号		

危険行為	事 件 番 号	
	発 生 日 時	
	違 反 名	

特記事項	
------	--

※ 危険行為 登録審査 官記入欄	登録の有無 有 ・ 無	登録年月日	年 月 日
	☐ 事実不存在等事案の内容 ☐ 登録削除の理由		
	危険行為登録の削除年月日	年 月 日	

※ 交通企画課記載欄

第2号様式（第2の2の(1)のウ関係）

特定小型原動機付自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧

番号	違反者氏名	違反年月日	報告書受理日	票作成の有無	担当者	審査結果
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無		
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無		
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無		
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無		
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無		
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無		
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無		
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無		
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無		
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無		

注 審査の結果、取扱いが適正である場合は、審査責任者は審査結果欄に署名又は記名すること。それ以外、何も記載しないこと。

第3号様式（第3の2の(4)関係）

年 月 日 交通企画課長 登録審査官 特定小型原動機付自転車危険行為登録報告書 危険行為登録について下記のとおり報告する。		
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
危険行為登録件数	事実不存在等事案件数	再調査下命
(備考)		

第4号様式（第4の1関係）

年 月 日

警察本部受講命令担当課長 殿

鹿児島県警察本部交通部
交通企画課長

特定小型原動機付自転車関係書類送付依頼書

下記の者に対する特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令のため、
下記の危険行為に関する調査書類が必要であることから送付願いたい。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
危険行為	違反名 : (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
備 考	

第5号様式（第4の1関係）

年 月 日

警察本部受講命令担当課長 殿

鹿児島県警察本部交通部
交通企画課長

特定小型原動機付自転車関係書類送付票

依頼のあった下記の者の危険行為に関する調査書類について送付する。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
危険行為	違反名 : (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
備 考	

第6号様式（第5の6の(3)関係）

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

鹿児島県公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	午前 年 月 日 時 分 から 午後

なお、正当な理由なく受講しない場合は、受講命令違反として検挙されることはよく理解しました。

第7号様式 (第5の6の(3)関係)

年 月 日

署（隊）長 殿

警察署（隊）
階級 氏名

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書交付状況報告書
記

被命令者	住所	
	氏名	(年 月 日生)
面接日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分の間	
面接場所		
交付できなかった理由	☐ 受け取り拒否 (理由 ☐ 違反の事実なし ☐ その他 (理由	
被命令者の言動等		

※ 被命令者の言動等は別紙可

第8号様式（第5の7の(1)のイ関係）

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

特定小型原動機付自転車命令通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知する。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反) 違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に (・ 交付済み) (・ 未交付) 貴公安委員会への命令執行依頼 (・ あり) (・ なし) 特定小型原動機付自転車 運転者講習の実施 (・ 当公安委員会) (・ 貴公安委員会)
備 考	

第9号様式（第5の7の(2)関係）

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

特定小型原動機付自転車命令執行通知書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。

記

住 所	
被命令者	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ～ 年 月 日)
備 考	

第10号様式（第5の7の(2)関係）

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

特定小型原動機付自転車命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
備 考	